

狭い道路を拡幅整備して快適で安全なまちづくり

狭い道路の拡幅整備事業

道路は、単に通行のために必要というだけでなく、地震や火災などの災害から財産や生命を守るため、また、日照や通風を確保して健康的な生活を営むために重要な役割を担っています。

しかし、その道路が狭い場合は、通行に不便だけでなく安全上、衛生上問題があります。そこで市では、快適で安全なまちづくりのため、狭い道路の拡幅整備を推進しています。

「狭い道路」とは？

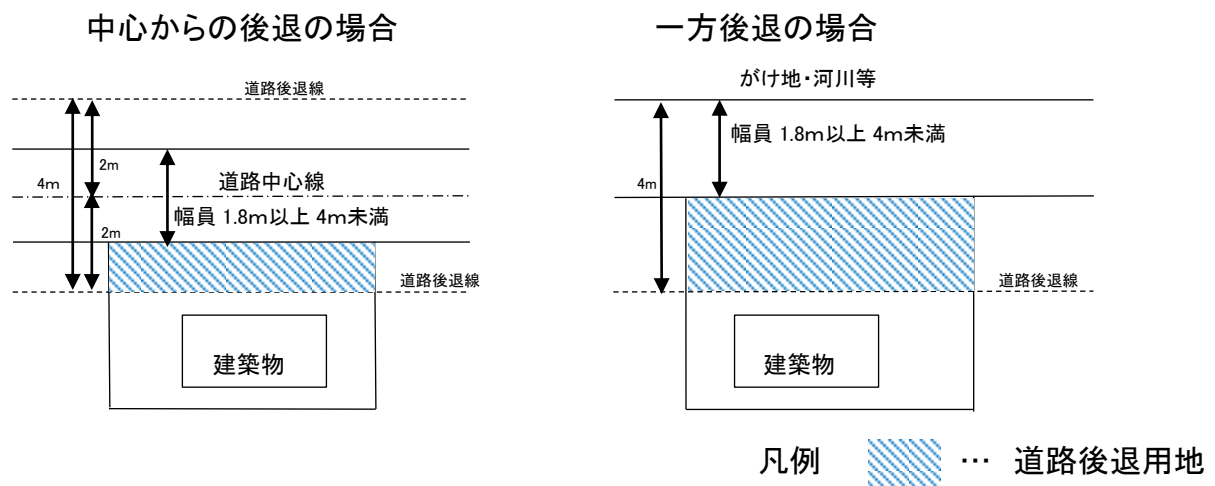
「狭い道路」とは、建築基準法第42条第2項の規定に該当する幅が4m未満の道路のことをいいます。

建築基準法では、幅が4m以上ある道路に敷地が2m以上接していなければ、家を建てることはできません(建て替える場合もおなじです)。しかし、市内には、幅が4m未満であるにもかかわらず昔から家が立ち並んでいる狭い道路がたくさんあります。

建築基準法の原則に従えば、これらの狭い道路に建ち並んでいる家は、建て替えができません。しかし、それでは影響が大きいため、それらの建物を救済するために、建築基準法第42条第2項の規定が設けられました。

建物を建築するときは

建築基準法第42条第2項の規定により、道路の中心から2m(道路に沿ってがけ地、河川等がある場合は、片側へ4m)の線が道路の境界線とみなされます。また、道路後退用地の部分にある門、塀などの障害物の撤去又は移設が必要で、新たに障害物を作ることもできません。



そこで市では、狭い道路の拡幅整備事業を進めてきましたが、平成26年度より道路後退用地及び隅切り用地（以下「道路後退用地等」という。）を取得し、確実に幅員4メートルの道路にしていくために、土地所有者が道路後退用地等を市に寄付する場合に、対象区域内の敷地の測量、分筆等の費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、道路後退用地等を取得する事業を推進していきます。なお、対象区域外並びに後退用地の寄附をしない場合には、「**狭い道路の拡幅整備計画書**」の提出をお願いします。

事業の概要

1. 8メートル以上4メートル未満の狭い道路に接する敷地に建物を建築する際に、土地所有者から道路後退用地等の寄附の申入れがあった場合に、市は道路後退用地等の寄附を受け、敷地の測量、分筆登記の費用の一部を補助することにより、市道として整備するものです。

補助金の対象者

補助金の交付対象者は、用途地域が商業地域及び容積率300%の近隣商業地域内で、現況の道路部分を市が所有し、又は管理している道路で、建築基準法の規定により道路後退線が適用される土地の所有者（別紙対象区域図）

補助金の額

道路後退用地を寄附する場合は、敷地の測量、分筆登記に要する費用の3分の2以内で30万円を上限とします。

隅切り用地を寄附する場合は、固定資産税評価額により算出した額に7分の10を乗じた額以内とします。

※道路後退用地等の寄附の申し込み及び補助金の申請は、工事に着手する前に相談をしてください。

道路後退用地及び隅切り用地

道路後退用地及び隅切り用地は下記のとおりです。

